

# 一般社団法人 Life is 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 Life is と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都多摩市に置く。

(公告)

第3条 この法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、子どもから高齢者まで全ての年代の人が、障害の有無や背景に関わらず、自己実現を目指し、地域に溶け込みながら生活し続けられる地域づくりを行う事を目的とし、その目的に資するため、次に定める事業を行う。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
2. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
3. 介護保険法に基づく地域密着型サービス業
4. 介護保険法に基づく介護予防サービス業
5. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス業
6. 介護保険法に基づく介護予防支援業
7. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
8. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
9. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
10. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
11. 高齢者に対する介護予防に関する教室の経営
12. 各種セミナー及び研修の企画、制作及び実施
13. 高齢者及び障害者に対する雇用の促進及び就職の斡旋
14. 福祉用具及び介護予防福祉用具の貸与及び販売
15. 飲食・小売店の経営

会社保存原本

16. カルチャースクール、学習塾、レッスン教室等の企画及び運営
17. 地域住民に対する健康相談等に関する相談所の運営
18. 保育及び子育ての支援に関する施設の運営
19. 学童保育所の経営
20. 前各号に付帯関連する一切の業務

### 第3章 社員

#### (法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の目的・事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもつて構成する。

#### (社員の資格取得)

第7条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

#### (任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

#### (除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至つたときは、社員総会の決議によつて当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- 一 総社員が同意したとき。
- 二 当該社員が死亡し、又は解散したとき。
- 三 成年被後見人又は被保佐人になつたとき

### 第4章 社員総会

#### (構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもつて構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度10月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。同数となった場合は代表理事が決議を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、全ての社員の同意により行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員の設定)

- 第19条 この法人に、理事1名以上を置く。
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

### (役員を選任)

- 第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

### (理事及び代表理事)

- 第21条 設立時の理事の氏名及び住所は次の通りである。
- 氏名 影近卓大
- 住所 東京都多摩市永山2丁目13番地の2 けやきガーデン 605
- 2 設立時の代表理事は理事の影近卓大とする。

### (理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

### (役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 3 理事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

### (役員解任)

- 第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

## 第6章 資産及び会計

### (事業年度)

- 第25条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第26条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第27条 この法人は、剰余金の分配を行う事が出来ない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第28条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第29条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 附 則

1 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、以下のとおりとする。

(氏名)影近卓大

(住所)東京都多摩市永山2丁目13番地の2けやきガーデン605

(名称)合同会社ライフイズ

(住所)東京都多摩市永山二丁目14番地の6アドラブル K202号室

以上、一般社団法人 Life is の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年9月1日

設立時社員 影近 卓大

設立時社員 合同会社ライフイズ 代表社員 影近卓大





令和2年登簿第13号

囑託人影近卓大は、本職に対し、設立される法人の実質的支配者となるべき者が影近卓大である旨並びに同人が暴力団員等でない旨を申告した。

囑託人らは、本職の面前で、それぞれ自己の記名押印を自認する旨を陳述した。

よって、この定款を認証する。

令和2年9月17日、本公証人役場において

東京都多摩市落合1丁目7番地12

東京法務局所属

公証人

黒津英明

